

掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程をここに制定する。

令和2年4月1日

掛川市長 松井三郎

掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年掛川市条例第100号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受益者の申告)

第2条 条例第2条の受益者は、毎年下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定める日までに農業集落排水事業受益者申告書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。ただし、当該受益者がその翌年度以後においても引き続き受益者である場合において、申告すべき事項に異動がないとき、又は条例第10条の規定による受益者変更の届出をした場合は、この限りでない。

2 同一の建築物について2人以上の受益者がある場合は、当該受益者のうちから代表者を定め、当該代表者が前項の申告書を提出しなければならない。

3 前項の規定は、第6条の規定による受益者の変更の届出について準用する。

(分担金の額等の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知（旧大東町の区域（条例第5条第1項の旧大東町の区域をいう。以下同じ。）内に限る。）は、農業集落排水事業分担金決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第10条本文の規定による承継があった場合における承継後の分担金の額、納期限その他必要な事項は、前項の規定の例により通知するものとする。

(分担金の徴収)

第4条 条例第6条第2項又は第3項の規定による分担金の徴収は、管理者が別に定める納入通知書又は口座振替の方法によるものとする。

2 旧掛川市の区域（条例第4条第1項の旧掛川市の区域をいう。以下同じ。）内における分担金の納期限は、当該年度の3月31日までとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3 旧大東町の区域内における分担金（条例第6条第3項ただし書に規定するときを除く。）の納期限は、次に掲げる納期の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 第1期 6月15日から6月末日まで

(2) 第2期 9月15日から9月末日まで

(3) 第3期 12月15日から12月末日まで

(4) 第4期 2月15日から2月末日まで

（一括納付報奨金）

第5条 管理者は、旧大東町の区域内における受益者が年度の第1期に当該年度以降の納期に係る分担金を一括納付したときは、当該一括納付に係る分担金の額に5パーセントを乗じて得た金額を報奨金として交付する。ただし、当該受益者に係る分担金のうち、未納に係る分担金がある場合は、これを交付しない。

（受益者の変更）

第6条 旧掛川市の区域内における受益者の変更があったときは、変更のあった日以後における最初の1月31日までに農業集落排水事業受益者変更届出書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

2 旧大東町の区域内における受益者の変更があったときは、速やかに農業集落排水事業受益者変更届出書を管理者に提出しなければならない。

（分担金の減免）

第7条 条例第8条の規定により分担金を減免する場合における減免率は、別表第1の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減免率とする。

2 分担金の減免を受けようとする者は、農業集落排水事業分担金減免（徴収猶予）申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項に規定する申請書の提出があったときは、第1項の規定により審査し、その結果について農業集落排水事業分担金減免（徴収猶予）決定通知書（様式第5号）により申請者に

通知するものとする。

- 4 分担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、農業集落排水事業分担金減免（徴収猶予）理由消滅届出書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

（分担金の減免の取消し）

第8条 管理者は、減免を決定した後において、前条第4項の規定による届出があった場合又は当該減免に係る受益者が条例第8条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認められる場合は、当該減免の理由が消滅した日後の納期に係る分担金について減免を取り消し、その旨を農業集落排水事業分担金減免（徴収猶予）取消決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（分担金の徴収猶予）

第9条 条例第9条の規定により分担金の徴収を猶予する場合における猶予期間は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

- 2 第7条第2項から第4項までの規定は、分担金の徴収を猶予する場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「減免」とあるのは「徴収猶予」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第9条第1項」と読み替えるものとする。

（分担金の徴収猶予の取消し）

第10条 管理者は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条の規定による徴収猶予を取り消し、当該徴収猶予に係る分担金を一時に徴収することができる。

- (1) 徴収猶予を受けた受益者の財産の状況その他の事情の変化により、徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- (2) 徴収を猶予した期間の満了後に徴収猶予に係る分担金の全額を徴収することができないと認められるとき。

- 2 第8条の規定は、前項の規定により分担金の徴収猶予を取り消す場合について準用する。この場合において、同条中「減免」とあるのは「徴収猶予」と、「当該減免」とあるのは「当該徴収猶予」と、「条例第8条第2項各号」とあるのは「条例第9条各号」と読み替えるものとする。

（繰上徴収）

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付の義務の確定した分担金のうち、納期限において全額を徴収することができないと認められるものに限り、当該納期限前においても繰上徴収をすることができる。

- (1) 受益者の財産につき国税滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき。

(2) 受益者の死亡により相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。

(3) 受益者である法人が解散したとき。

2 管理者は、前項の規定により分担金の繰上徴収をしようとするときは、農業集落排水事業分担金繰上徴収決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（納付代理人の届出）

第12条 条例第11条の規定により納付代理人を定めた場合（納付代理人を変更し、又は廃止した場合を含む。）は、農業集落排水事業分担金納付代理人決定（変更・廃止）届出書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

（分担金の督促）

第13条 管理者は、受益者が納期限までに分担金を完納しないときは、納期限後（条例第10条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予の期限後）20日以内に督促状を発するものとする。ただし、第11条第1項の規定により繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

（過誤納金の還付及び充当）

第14条 管理者は、過誤納に係る分担金、延滞金及び督促手数料（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により還付すべき場合において、当該還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった分担金又は延滞金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金を当該分担金又は延滞金に充当しなければならない。

3 管理者は、前2項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、農業集落排水事業分担金過誤納金還付（充当）決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（還付又は充当加算金）

第15条 前条の規定により、過誤納金を還付し、又は充当する場合においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の4の規定の例により、当該過誤納金の額に還付加算金又は充当加算金を加算するものとする。

2 前項の還付加算金又は充当加算金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（住所変更の届出）

第16条 受益者及び納付代理人は、住所又は所在地を変更したときは、直ちに農業集落排水事業受益者等住所変更届出書（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。

（雑則）

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに、掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成17年掛川市規則第66号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1（第7条関係）

免除又は減額の対象となる建築物		減免率（％）
国又は地方公共団体が公用に供している建築物	国公立学校	75
	一般庁舎	50
	国公立社会福祉施設	75
	有料の公務員宿舎	25
	国公立の社会教育施設及び体育施設	50
国又は地方公共団体がその企業の用に供している建築物	上水道事業等の用に供している建築物	25
生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者に係る建築物		100
その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる建築物	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の児童厚生施設	100
	社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業で同法第22条の社会福祉法人が経営する社会福祉施設	75
	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の宗教団体が所有又は使用する同法第3条に規定する境内建物（旧大東町の区域内に所在するものを除く。）	75
	消防施設	100
	自治会等施設	75
	その他管理者が特に減免する必要があると認められた建築物	管理者が認めた率

別表第2（第9条関係）

区 分	猶 予 期 間
受益者に災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納入することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。	1年以内
受益者又は受益者と生計を同一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	1年以内
その他管理者が特に徴収猶予をする必要があると認めたとき。	管理者が認定する期間

様式第1号（第2条関係）

農業集落排水事業受益者申告書

様

（あて先）掛川市長
 掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第2条第1項の
 規定により受益者として、次のとおり申告します。

住所（所在地）_____

申告者

ふりがな

氏名（法人名・代表者）_____ ㊟

電話（_____）_____

賦課年度	通知書番号

受益者コード	ページ	処理区
	/	

この申告書は、_____までに下水整備担当課
 へ提出してください。

もし、期限までに提出がない場合は、規程に基づき
 分担金を納めていただくことになります。



受益を受ける建築物又は建築予定の土地					（※申告者に代わって分担金を納めていただく方） 申告者以外の受益者							
番号	土地の所在			公共ます個数	減免 (%)	備考	該当 番号	権利の 種別	ふりがな		同意印	電話
	大字	地番	特番						住所・氏名	住所・氏名		
									住所			
									氏名			
									住所			
									氏名			
									住所			
									氏名			
									住所			
									氏名			

（注）申告書の宛名については、常用漢字を使用しております。

※申告書の提出方法

- ・記載内容に変更がない場合は、公共ます個数を確認してから、住所・氏名を記入押印して提出してください。
- ・記載してある土地の建築物を他人に賃貸しているなどの場合は、別紙の記載例を参照して「申告者以外の受益者」の該当欄に住所・氏名を記入押印して提出してください。

様式第2号（第3条関係）

農業集落排水事業分担金決定通知書

様

掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例第4条第1項及び第5条の規定により分担金の額を決定したので、同施行規程第3条第1項の規定により通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

賦課年度	通知書番号

受益者コード	ページ	処理区
	/	

賦課された建築物又は建築予定の土地										
番号	大字	地番	特番	地目		分担金決定額 (円)	減免率 (%)	猶予有無	減免・猶予事由	分担金納付額 (円)
				台帳	現況					
公共ます及び分担金決定額の合計			個	円			分担金納付額合計			円

◎全額一括納付の分担金額

円	-	円	=	円
(分担金納付額合計)		(報奨金)		(納付額)

※20回で分割して納付する場合の納期と分担金額

納期限	第1期分		第2期分		第3期分		第4期分	
	6月末日		9月末日		12月末日		2月末日	
年度分担金	円	(1)	円	(2)	円	(3)	円	(4)
年度分担金	円	(5)	円	(6)	円	(7)	円	(8)
年度分担金	円	(9)	円	(10)	円	(11)	円	(12)
年度分担金	円	(13)	円	(14)	円	(15)	円	(16)
年度分担金	円	(17)	円	(18)	円	(19)	円	(20)

※この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。

農業集落排水事業受益者変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

新受益者
住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

旧受益者
住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

次のとおり受益者の変更があったので、掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第6条の規定により届け出ます。

建築物の所在地	
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

農業集落排水事業分担金減免（徴収猶予）理由消滅届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印
電話番号

年 月 日付け 第 号により決定があった分担金の減免（徴収猶予）について、次のとおりその理由が消滅したので、掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第7条第4項（第9条第2項）の規定により届け出ます。

減 免 理 由 徴 収 猶 予	
事 業 年 度	年度
建 築 物 の 所 在 地	
建 築 物 の 名 称	

農業集落排水事業分担金減免（徴収猶予）取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

次のとおり分担金の減免（徴収猶予）の取消しを決定したので、掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第8条（第10条第2項）の規定により通知します。

減 免 徴 収 猶 予 取 消 理 由	
事 業 年 度	年度
建 築 物 の 所 在 地	
建 築 物 の 名 称	
減 免 金 額 徴 収 猶 予	円
取 消 後 分 担 金 額	円

（注）この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に掛川市長に対して審査請求をすることができます。

農業集落排水事業分担金繰上徴収決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第11条第1項の規定により、 年
月 日付け 第 号で通知した分担金の納期限を次のとおり繰り上げますので、同条第
2項の規定により通知します。

新たな納期限	年 月 日	繰上徴収額	円
--------	-------	-------	---

分担金額 A	納入済額 B	繰上徴収額 (A - B)
円	円	円

建築物の所在地	
建築物の用途	

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月
以内に掛川市長に対して審査請求をすることができます。

農業集落排水事業分担金納付代理人決定（変更・廃止）届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所
届出者 氏名 ⑩
電話番号

次のとおり納付代理人を決定（変更・廃止）したので、掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第12条の規定により届け出ます。

新納付代理人	住 所	
	氏 名	⑩
	電話番号	
旧納付代理人	住 所	
	氏 名	⑩
	電話番号	
決定（変更、廃止）の理由		

農業集落排水事業分担金過誤納金還付（充当）決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

次のとおり過誤納金を還付（充当）することに決定したので、掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第14条第3項の規定により通知します。

1 過誤納金

納 期	年 月 日	納 付 年 月 日	年 月 日
-----	-------	-----------	-------

2 還付する額

区 分	納付総額 A	更 正 額 B	差引過納額 C (A - B)	加 算 金 D	還 付 額 C + D
分担金	円	円	円	円	円
延滞金	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円

3 充当する額

未 納 の 金 額			充 当 額	差引未納（還付）額
分 担 金	延 滞 金	合 計		
円	円	円	円	円

（注）この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に掛川市長に対して審査請求をすることができます。

農業集落排水事業受益者等住所変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

次のとおり受益者（納付代理人）の住所を変更したので、掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第16条の規定により届け出ます。

新 住 所	
旧 住 所	
変更年月日	年 月 日
変 更 理 由	

